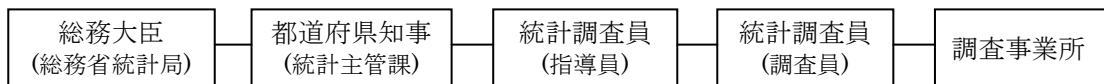


## 個人企業経済調査 調査の実施事務

## 1 調査の方法

調査は、統計調査員が、事業所に調査票を配付し、事業主又は事業主に代わる者に記入してもらい、記入された調査票を取集する留置き調査である。

調査の系統は、以下のとおり都道府県を通じて行なう。



## 2 統計調査員（調査員）の設置

統計調査員（調査員）（以下「調査員」）は都道府県に設置され、任命権者は都道府県知事である。調査員は、都道府県知事の指揮・監督及び統計調査員（指導員）（以下「指導員」）の指導を受け、都道府県知事から指定された調査地域を担当する。

## 3 調査事務のスケジュール

調査地域は、動向編が実施される4～6月、7～9月、10～12月、1～3月の四半期ごとに約4分の1ずつ交替する。調査地域交替の際、指導員は調査地域を担当する調査員に対し、調査に関する全般的な説明を行なう。

主な年間スケジュールは、別添1のとおり行なわれ、具体的な調査の実施事務（調査員及び指導員の事務）は、別添2のとおり行なわれる。

調査地域交替のイメージ

	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
4月交替		○				○	
7月交替			○				○
10月交替				○			
1月交替	○				○		



# 個人企業経済調査 統計調査員及び指導員の事務

